

沖縄労働局管内の第2種特別加入団体の皆様へ (建設の一人親方・自動車運送事業・特定作業従事者、等)

令和4年度

一人親方等(第2種)特別加入の年度更新手続きのしおり

**申告・納付は6月1日(水)から
7月11日(月)まで【必着】**

労働保険の令和3年度確定保険料、令和4年度概算保険料の申告・納付(以下「年度更新」という)の手続きは、令和4年6月1日から7月11日までとなっております。

「年度更新手続き」とは、前年度(令和3年度)の特別加入者の保険料の確定精算を行っていただくことと、今年度(令和4年度)の概算保険料の申告と納付を行う手続きのことです。

下記をご参照のうえ、年度更新手続きを行ってください。

記

【1 提出書類】

提出書類は原則として以下のとおりです

- ① 『労働保険料概算・確定保険料申告書』(様式第6号第24条、第25条、第33条関係)以下「提出書類①」
- ② 『第2種特別加入申告書内訳』(提出用と控え用の「計2部」をご提出ください)以下「提出書類②」

また、事務組合委託の特別加入団体のみ

- ③ 『保険料申告書内訳』(組様式第6号 乙)の提出が必要となります。
(提出用と控え用「計2部」をご提出ください)以下、「提出書類③」

なお、団体所在地等の変更がある場合は『名称・所在地等変更届』を、給付基礎日額に変更が生じる場合は別途『給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)』の提出が必要となります。

必要に応じて「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)」を2部ご提出ください。

【2 提出方法】

年度更新書類等の提出方法

1. 電子申請による提出

「提出書類①」『労働保険料概算・確定保険料申告書』については <https://www.e-gov.go.jp> から申請が可能です（事前準備等が必要ですので、詳しくは当該ホームページ及びコールセンターへお尋ねください）。なお、令和4年4月1日から特別加入に関する手続きについても、法人共通認証基盤（GbizID）の利用が可能となりました。

注意点1：「提出書類②」及び「提出書類③」に関しては、期限までに別途郵送により提出ください。（PDF添付も可能ですが、容量が大きい場合はエラーになりますので、当面の間は、郵送による方法でご提出願います。郵送の方法については項目3をお読みください。）

注意点2：電子申請終了後に電子納付のご案内がありますが、口座振替や納付書でお支払予定の場合は、電子納付画面を入力せず終了してください。電子納付ご利用の場合は領収書が発行されませんのでご承知おき下さい。

2. 金融機関同時納付による申告書の提出

※事務組合委託団体、および口座振替をご利用の団体は、同時納付できません！

納付期限までの間に金融機関窓口において保険料を納付する場合、「提出書類①」（複写式、控えを切り取らずご提出下さい）を提出することが可能です。提出後、申告書控えと領収書を忘れずにお受け取りください。

注意点1：電子申請と同じく、「提出書類②」及び「提出書類③」は郵送により提出期限までにご提出願います。

注意点2：まれに、誤って申告書原本を返却する場合がありますが、その際には「同時納付による申告書の提出」であることを伝えていただき、申告書をご提出ください。

3. 郵送・窓口でのご提出

「提出書類①から③」を申告期限までにご提出ください。提出先は

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎1号館3階

沖縄労働局総務部労働保険徴収室 あて

まで、願います。

郵送の場合は、控え書類用の返送用封筒を同封いただきますようお願いいたします。

また、提出方法1. または提出方法2. における【提出書類】②及び③の郵送も提出

先は同じになります。**申告期限までに必着**で願います。

【3 給付基礎日額について】

- (1) 給付基礎日額は、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、承認された額が給付基礎日額となります。
- (2) 決定された給付基礎日額の変更を希望される場合は、『給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）』を作成して提出してください。
- (3) 変更手続きが可能な期間は、令和4年3月2日（水）から3月31日（木）までの間と、年度更新期間である6月1日（火）から7月11日（月）までの間となります。提出期限を厳守してください。
- (4) 令和4年4月1日から申請書提出日までの間に、万が一組合員が被災された場合には給付基礎日額を変更することができません。
- (5) 同じ特別加入者について、（3/2～3/31の間）に変更後、再度、年度更新時日額の変更することはできません。また、令和4年度に加入した特別加入者についても今年度の年度時期に加入した特別加入者も変更することはできません。
- (6) 『給付基礎日額変更申請書』は、厚生労働省ホームページから様式を入手してください。（直接入力可能な様式が利用できます）

【4 第2種特別加入保険料の計算方法】

1. 第2種特別加入保険料について

- (1) 継続者（令和3年3月31日以前から加入し、令和4年4月1日以降も継続して加入する者）

給付基礎日額に365を乗じたものが「保険料算定基礎額」となります。
これを特別加入者の1年間の賃金とみなしそれぞれの事業ごとに定められた第2種特別加入保険料率を乗じて保険料を算定します。（保険料率は昨年度と同じです。）
- (2) 年度中途加入・脱退者（令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間の期間中に新規加入または脱退した者）

年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合は、特例として、当該年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額（月割計算）によりにより保険料を算出することになります。必要に応じて「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」を2部作成しご提出ください。

特別加入者ごとに『第2種特別加入申告書内訳』（様式を別途ホームページ掲載）を記載し、団体における全体の給付基礎日額合計を算出する

ア 月割の特別加入保険料算定基礎額の計算方法

保険料算定基礎額を12で除した額（1円未満の端数が生じる時は、1円に切上げます。（下の〔表〕の特例による「1/12の額」参照）に、特別加入の期間（端数処理：1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）を乗じた額となります。

イ 特別加入期間の算定

(a) 新たに特別加入者となった者の取扱い

「特別加入に関する変更届」の「届出の日の翌日以降30日以内の加入希望日」の属する月より算定します。

「届出の日」は監督署の受付日をいいます。

(b) 特別加入者でなくなった者の取扱い

特別加入者でなくなった者の取扱い
「特別加入に関する変更届」の特別加入者でなくなった者の脱退等による「異動年月日」の属する月まで算定します。

〔表〕

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

(例) 令和3年10月13日に特別加入の承認があった場合、令和3年10月を端数処理し、特別加入の期間は令和4年3月までの「6か月」となります。

(計算方法)

給付基礎日額	10,000円	
特別加入変更届	10月12日提出、10月13日承認の場合	
保険料算定基礎額	3,650,000円(10,000円×365日)	・・・A
A/12	304,167円(端数切上げ) 上表参照※	・・・B
特別加入期間	6か月(10月～3月)	・・・C
特例保険料算定基礎額	$B \times C = 1,825,002$	・・・D

(円単位まで計算してください)

【5 提出書類②『第2種特別加入保険料申告内訳』作成について】

特別加入者ごと1行ずつ『第2種特別加入申告書内訳』へ記載して下さい。

〈記入項目〉

- ・提出用または控用の別
 - ・【必須】労働保険番号
 - ・【必須】令和3年度確定、令和4年度概算
- ① 通番：団体で管理している整理番号または、通し番号など、内容確認の際に、識別可能な番号を付してください。
 - ② 特別加入者氏名
 - ③ 加入脱退年月日
 - ④ 令和3年度の給付基礎日額
 - ⑤ 月割率：加入月数
 - ⑥ 当該特別加入者の令和3年度保険料算定基礎額(円単位まで)
 - ・区分：令和3年度中の状況について「1. 継続」、「2. 変更」、「3. 脱退」、「4. 新規」のいずれかを記載ください。
 - ⑦ 令和4年度の給付基礎日額
 - ⑧ 当該特別加入者の令和4年度保険料算定基礎額(円単位まで)
 - ※注意点1：第2種特別加入保険料にかかる市販のシステム等により作成されている場合、上記○囲み数字の項目及び上記【必須】項目を満たしている場合は、提示された様式にかかわらず、作成したものをご提出ください。
 - ※注意点2：同一人物が同じ年度に加入、脱退を繰り返すなどの場合は、別人としてお取り扱い願います。通番を分けて、複数行で各算定基礎額を計算して下さい。

【6 『保険料申告書内訳』（組様式第6号 乙）の作成】

労働保険事務組合においては、『保険料申告書内訳』の作成が必要です。

〈記入項目〉

- ・〇枚のうち〇枚
- ・確定・概算年度
- ・労働保険番号（基幹番号まで）
- ① 労働保険番号の枝番号
- ② 特別加入団体の名称
- ③ 業種番号（建設は「特2」、運送は「特1」、指定農業記載作業従事者は「特8」、特定農作業従事者は「特16」）
- ④ 特別加入者数（確定申告者数）
- ⑤ 確定保険料算定基礎額総計（千円単位）
- ⑥ 確定特別加入保険料率
- ⑦ 第2種特別加入確定保険料（円単位）
- ⑧ 概算保険料算定基礎額総計
- ⑨ 概算特別加入保険料率
- ⑩ 概算特別加入保険料
- ・各項目の合計

上記項目について記載のうえ、2部作成（1部提出、一部控え）のうえご提出ください。

【7 提出書類①『労働保険料概算・確定保険料申告書』の作成】

『第2種特別加入申告書内訳』により算出した保険料算定基礎額総計を、それぞれ申告書の申告書の確定保険料の算定基礎額と概算保険料の保険料算定基礎額の見込額として転記し、申告書を作成してください。

なお、『概算・確定保険料申告書』の作成につきましては、申告書と一緒に送付する「令和4年度労働保険年度更新申告書の書き方」を参考にしてください。

- ◆第2種特別加入保険料は、雇用保険料は該当せず記載の必要はありません。
- ◆第2種特別加入の申告では、一般拠出金を算定する必要はありません。

【8 保険料の納付（延納）について】

概算保険料額が20万円以上の場合に、3回の均等割りで分割納付ができます。
1円、または2円の端数は1期分へ含めてください。

今年度の各期の法定期限は、

1期分又は全期分（確定不足額含む）	令和4年7月11日
2期分	令和4年10月31日
3期分	令和5年1月31日

が法定納期ですので、法定納期までに必ず納付してください。

申告書提出期日と納付期限は同じ日ですので、ご留意願います。

口座振替については沖縄労働局までお問い合わせください。

【9 特別加入に関する変更届について】

既に特別加入を承認されている方で氏名や作業内容等に変更があった場合、新たに一人親方等として特別加入の申請を行う方が生じた場合、一部の者が特別加入者としての要件に該当しなくなった場合には、その都度、遅滞なく『特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）（様式第34号の8）』を作成し、監督署を経由して提出してください。

【10 特別加入制度について】

『特別加入制度のしおり（一人親方用）』や特別加入制度に関する様式類は、厚生労働省ホームページで掲載しておりますので、ダウンロード等ご利用ください。（沖縄労働局ホームページにもリンクを掲示しています）